

環境影響評価審査書

48 テルモ湘南センターⅡ期建設計画

I 総括事項

テルモ湘南センターⅡ期建設計画（以下「本件事業」という。）は、テルモ株式会社（以下「事業者」という。）が、足柄上郡中井町井ノ口字大長窪1900-1ほかの面積115,500平方メートルの土地（以下「実施区域」という。）を造成し、そこに電子技術を取り入れた医療機器の生産を行う工場を建設しようとするものである。

実施区域は、中井町中央部の東西を葛川と藤沢川に挟まれた丘陵地に位置し、実施区域の北約2キロメートルには第一東海自動車道の秦野中井インターチェンジが、また南約4キロメートルには国道271号の二宮インターチェンジがある。さらに実施区域のすぐ東側には、これら2つの幹線道路を結ぶ県道71号（秦野二宮線）が南北に走っている。

このように実施区域周辺は交通の利便性の高い地域であることから、近年急速に開発が進む状況にあり、実施区域の南側では、事業者が医療機器や医薬品等の研究拠点として建設したテルモ研究開発センターが平成2年7月から事業活動を行っている。また、実施区域の北側においても、県が策定した「第二次新神奈川計画」の中で「西のハイテクゾーン」の一つを形成する計画として位置付けている「グリーンテクなかい」整備計画が進められており、研究開発型の工場や研究所を主体とする工業団地を形成するための中井町境地区土地区画整理事業や流通及び工業施設を主体とする工業団地を形成するための中井町インター周辺土地区画整理事業が実施されている。

実施区域は、現在市街化調整区域に指定されているが、平成2年12月に行われた市街化区域や市街化調整区域に関する都市計画の見直しにおいて、事業の具体化が確実に進んだ段階で市街化区域に編入される区域（いわゆる「特定保留区域」）として位置付けられ、工業系の土地利用が予定される区域となっている。なお、実施区域における現在の土地利用状況はみかん園等の農地とクヌギ、コナラを中心とした山林が大半を占めている。

また、実施区域周辺においては、南側のテルモ研究開発センターを含む区域と北側の中井町境地区土地区画整理事業の区域が工業系の地域に指定されているが、実施区域の西側と東側は市街化調整区域であり、特に西側は、比較的まとまった山林が残されており、その中に農地と宅地が点在する土地利用状況にある。

県が神奈川の環境の保全と創造を進めるためのガイドラインとして策定した「かながわ環境プラン」においては、実施区域の位置する大磯丘陵地域について、海岸域と丹沢山地を結ぶ自然環境地域にあることから、斜面緑地の保全、市街地の緑化や農地の維持、保全を図ることを環境づくりの重点としている。

なお、平成4年12月に施行された「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（以下「特別措置法」という。）によれば、本件事業の実施される中井町は、自動車の交通が集中し、環境基準の確保が困難であると認められる県内の26市町の一つとして特定地域に指定されている。

本件事業は、このような地域において、比較的規模の大きな土地の形状の変更及び施設の建設を行うものであることから、事業の実施に当たっては、次の諸点について十分配慮する必要がある。

まず第一に、緑地の拡大についてである。

本件事業は、テルモ研究開発センターや「グリーンテクなかい」等、周辺の開発が進む地域において、比較的大規模な施設を建設するものである。したがって、実施区域周辺の緑地とりわけ藤沢川沿いに残された緑地との連続性を確保する観点から、実施区域の西側から南側にかけての既存樹林地の保全範囲の拡大について検討する必要がある。

また、周辺地域への影響を緩和する観点から、実施区域外周部の県道に面した復元緑地の拡大及び植栽計画について検討する必要がある。

第二に、窒素及び燐の処理についてである。

本県では、相模湾の富栄養化を防止するため、「相模湾富栄養化対策指導指針」（平成5年3月31日改正）を定め、相模湾の水質汚濁に関係のある地域においては、平成8年度に公共用水域に排出される窒素及び燐の量を平成3年度より減少させるよう目標を定め、指導しているところである。

したがって、排水処理計画に当たっては、窒素及び燐の除去が適正に行える施設の導入について検討する必要がある。

第三に、通勤輸送計画の見直しについてである。

実施区域周辺においては、今後「グリーンテクなかい」への企業進出に伴い、通勤車両等の集中が予想されることや、中井町が特別措置法に基づく特定地域に指定されたことを考慮し、自家用車による通勤計画を公共交通機関に変更する方策等について検討する必要がある。

最後に、周辺住民の生活環境に対する配慮から、建設作業に伴って発生する騒音及び振動の低減、交通安全の確保等に最大限努めるとともに、周辺住民からの当該工事に係る意見等に対して誠実に対応するなど、住民の理解と協力を求めながら建設作業を進める必要がある。また、実施区域の南東側に設ける擁壁については、周辺からの近景に十分配慮して整備する必要がある。

以上、総括的な視点からの審査結果について述べてきたが、各評価項目についての個別的な審査結果は次のとおりである。予測評価書の作成に当たっては、これらの内容を十分踏まえ、適切に対処する必要がある。

II 個別事項

1 水質汚濁－窒素類、磷類

予測評価書案によれば、生活排水等の汚染系排水については、窒素及び磷の除去を目的とした処理は行っていないが、処理水は非汚染系排水である空調用冷却水等とともに葛川へ排出されることから、排水は全窒素で1リットル当たり2.27ミリグラム、全磷で同0.52ミリグラムとなり、葛川の水質に及ぼす影響はほとんどないとしている。しかし、本県では相模湾の富栄養化を防止するため、「相模湾富栄養化対策指導指針」を定め、工場等から公共用水域に排出される窒素及び磷の削減について指導しているところである。したがって、本件事業においても排水処理計画に当たっては、窒素及び磷の除去が適正に行える施設の導入について検討すること。

2 廃棄物－一般廃棄物、産業廃棄物

予測評価書案によれば、本件事業によって発生する一般廃棄物のうち、紙屑、木屑及びダンボール破片等の一部は、焼却炉を用いて焼却処分し、他は許可業者に委託して、大井美化センターで焼却処分する計画としている。また、産業廃棄物である廃プラスチックは、許可業者に委託し埋立処分する計画としている。

しかし、近年、廃棄物問題は、処分場の不足や確保の困難等、大きな社会問題になっている。したがって、発生する廃棄物を極力減少させるため、廃棄物の再利用及び減量化について検討すること。

また、実施区域内で焼却処分を行う場合には、大気汚染等の二次公害が発生することのないよう十分留意すること。

3 植物

予測評価書案によれば、実施区域の西側から南側にかけて連続した既存樹林地があり、緑化計画に当たっては、当該既存緑地をある程度まとまった形で保全するとしているが、これらは運動施設用地で分断されることになり、連続した緑地としては保全されない。しかし、実施区域の西側から南側にかけての既存樹林地は、実施区域周辺において「テルモ研究開発センター」、「グリーンテクなかい」等の開発が進む中で、藤沢川沿いに比較的連たんして残された緑地の一画を担うものであることから、地域の緑地の連続性を確保するため、既存樹林地の保全の拡大について検討すること。

また、実施区域内に、自然環境の調和と工場としてふさわしい環境の創出を目的とした復元緑地を配置するとしているが、本件事業が比較的大規模な施設を建設することから、実施区域外周部の道路に面する復元緑地については、緩衝機能も重要であるため、極力、緑地帯を拡大するとともに、その植栽計画についても検討すること。

4 安全－交通安全

予測評価書案によれば、本件事業の実施により発生する通勤車両等は、主に実施区域の東側に位置する中井電話局前交差点を通過することとなるが、発生交通が当該交差点に及ぼす影響について予測評価されていない。また、実施区域周辺の交通量等は県道702号（南金目中井線）の新道開通に伴い変化していると考えられるとともに、実施区域に隣接する「グリーンテクなかい」への進出企業による新たな交通の発生も予想される。したがって、これら周辺の状況を十分把握した上で、当該交差点に及ぼす影響について予測評価を行い、実施区域周辺の交通安全に著しい影響を及ぼすことのないよう交通安全対策を図ること。

5 その他

(1) 通勤輸送計画について

本件事業においては、供用後における通勤計画の中で500台の通勤車両を予定しているが、すでに稼働しているテルモ研究開発センターの300台を合わせると合計800台の通勤車両が発生することになる。さらに実施区域周辺においては、今後、「グリーンテクなかい」等への企業進出に伴い、通勤車両等の集中が予想されることや、中井町が平成4年12月に特別措置法に基づく特定地域に指定されたことを考慮し、自家用車による通勤体制を公共輸送機関による通勤体制に変更する等、可能な限り自家用車通勤等の集中を抑える方策について検討すること。

(2) 大気汚染防止対策について

予測評価書案によれば、ボイラー用燃料として大気汚染の少ない都市ガスを使用し、ボイラーについても窒素酸化物排出抑制型を用いることから、周辺地域の大気質への影響は小さいとしている。しかしながら、ボイラーからの大気汚染物質等の排出諸元が明らかでないことから内容を明らかにするとともに、その結果によっては、窒素酸化物対策について検討すること。

(3) 工事中の影響の軽減について

予測評価書案によれば、工事中の騒音、振動及び交通安全については各種対策を行うことから、周辺に与える影響は少ないとしている。しかしながら、実施区域の南東側においては、県道702号（南金目中井線（旧道））をはさんで民家に隣接することから、建設作業に伴い発生する騒音及び振動の軽減、交通安全の確保等に最大限努めること。

また、建設工事に当たっては、周辺住民からの当該工事に係る意見等に対して誠実に対応するなど、住民の理解と協力を求めながら建設作業を進めること。

(4) 公園の設置について

都市計画法及び同施行令等の改正（平成5年6月25日施行）に伴い、自己の業務の用に供する一定規模以上の開発行為に対して、開発区域の面積の3パーセント以上の公園の設置が義務付けられ、本件事業にも適用されることとなった。したがって、公園の設置に当たっては、緑地の確保を前提として設置等について検討すること。